

# 玉島湊の開発と港町の發達

た。

## 「乙島港かせぎ」の制定

江戸幕府の体制がかたまつた三代

將軍家光のころ、成羽藩主となつたへ寛永十六

く十九年(水谷勝隆は、成羽藩の飛領地であつ

た乙島村の北西、現在の「矢出・川崎」付近の

海岸に千石船が横付けできる船着場を築造した。

そして、成羽川・高梁川と瀬戸内海とを結ぶ船運の中継基地を築いた。

これが玉島湊の基礎である。

その後、松山藩主となつたへ寛永十九年七月

以降、水谷勝隆は、港の保護と統制を目的に寛

永二十年(一六四二)、「玉島港問屋株式会社」を制定し、実施させた。

## 「走書の概要」

### (2) 問屋かせぎが統制された。

問屋手形を支給して問屋株仲間を認定した(寛永三十年には問屋手形十二枚を交布している)。手形をもつてのだけが玉島湊町で船と直接の取引きができしたこと。

したがつて手形のないものは同じ港にいても問屋かせぎは許されなかつた。

また、問屋の手を通じて売買する原則も定められた。村々で売買する品物も直接船と取引きすることは許されない。必ず問屋の手を通すこと。

さらに、村々から品物を他国へ積出すときも、手船で他国から品物を買って帰る場合も問屋にとどけ。値段に応じた口銭を出して港を出入りすること。

(1) 瀬戸の内境を走め、港かせぎの場所を規制し

の記帳と売手・買手の捺判の義務が課せられた。

(3) 船かせゞが統制された。

玉島港と城下町松山との間では、玉島から松山へは問屋送り手形にて庄屋惣兵衛の判をねして引屋与七郎宛に出す。松山から玉島へは

引屋与七郎が送り手形にて判をねして出す。

判のなきものは抜け荷とされた。

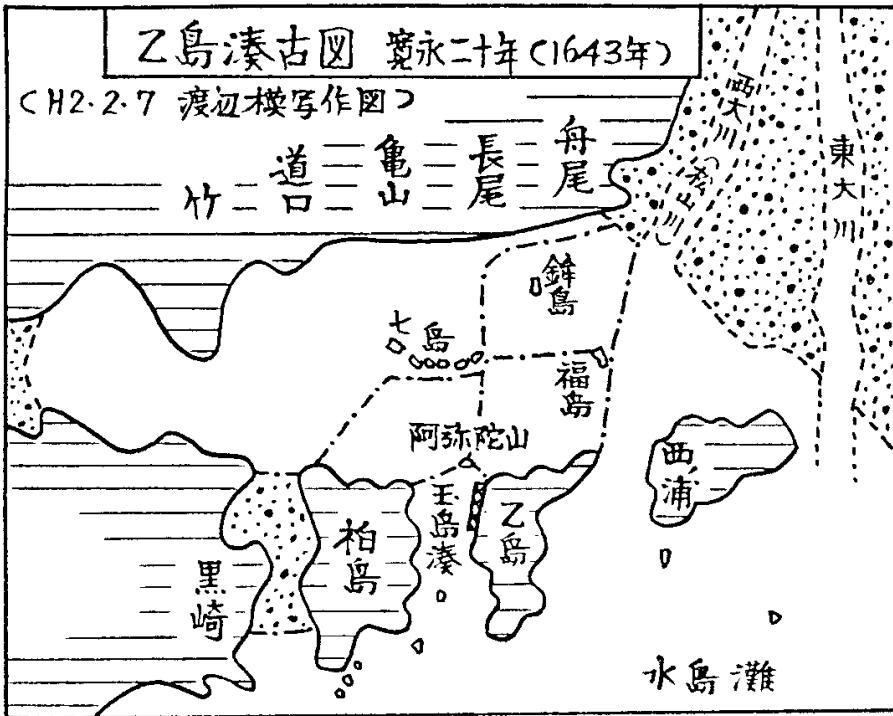
松山川(高梁川)による

物資輸送については、

松山通(抜けを禁止した)継船(さしふね)の法(ふ)を定めた。

また、大阪その他との海運には御船手奉行の手形を取って帰る

らせた。手形のなきものは積荷させないこととした。



(4) 津留番所を設け、心得を明らかにした。

主として切支丹の取締りにあたること。



港問屋及び村々に對して、異國船、不審な船、あやしい者を見たときは、上陸させないで追いかえし、番所にどどりることを守らせた。

玉島港問屋の形成とその統制の嚴しさには、當時、江戸

幕府の鎮国政策の強化と切支丹取締りが深くかかわっていたものではなかと推測されている。

武藏 山道 佐渡 崎 伊勢

瓦瓦 瓦屋 船渡 舟渡 伊勢

切付 伊豫 簾 讀岐 圓座 穀物

切付 伊豫 簾 讀岐 圓座 穀物

(讀岐) 簾 上質の和紙 檜 檜 播磨 杉 和紙 原備前

圓柳紙橋 松葉傳木

刀出雲 鍬 甲斐 豊 コ 長

刀出雲 鍬 甲斐 豊 コ 長

まず矢出町に十軒余の問屋町が作られ、先程の「定書」にもとづいて玉島湊での海運業の独占化がはじまつた。

万治二年(一六五九)には玉島新田ができて後背地が拡大するとともに、「高瀬通」の終点には羽黒山の東側に広さ約九アールの高瀬舟の「舟だまり」を設け、港の締切堤防上には、ここにも問屋を置き、「土手町」と呼ぶようになつた。寛文五年(一六六五)、松山藩は玉島新田を検地し、「玉島村」と名付けた。

このとき松山藩主水谷勝隆が、玉島村と港との繁榮鎮護をねがつて出羽国羽黒大權現を勧請し阿弥陀山に祀つたと伝えられる。このことが一つのころからか「羽黒山」と呼ぶようになつた。

こうして、玉島港町の基盤整備が着々と進行していった。

さらに寛文十年（一六七〇）阿賀崎新田が完成、  
潮止堤防上は問屋街が作られて「新町」と名  
付けられた。

また、堤防の南側は千石船の船着場として整

備し、港の機能が西へも拡大していった。

そして延宝四年（一六七六）に検地があり、「阿  
賀崎新田村が誕生し一層後背地の整備充実が図  
られた。

### 巷町の構成と住民

玉島港の最も隆盛  
期だったといわれ  
る元禄年間（一六八  
一～一七三〇）には、問屋が阿賀崎村で四十三軒、玉  
島村では三十軒もあったといい、港では千石船の出  
入りでにぎわい、帆舟が林立していたという。

新町・土手町などいわゆる西浜・東浜の問屋  
街も大そうにぎわったが、そのころの町並の構  
成はおおよそ次のようであった。

問屋町……新町・南町（阿賀崎村分）

仲買人町……仲買町・西町・南町（阿賀崎村分）

通町（玉島村分）

仲仕・職人……丸山・西山（阿賀崎村分）

山下町・新川（玉島村分）

賀崎新田村が誕生し一層後背地の整備充実が図  
られた。

一方、阿賀崎新田村が出来、新町問屋街の経  
営が安定して、商業活動が活発になるにつれて、  
新天地を求めて移住者が次第に増えて港町が発  
達し、人口もふくれあがつていったようである。

詳ではないが、阿賀崎新田村が誕生した延宝  
年間から、農民一揆が次第にはげしくなる明和  
年間（一六七三～一七七一）の約百年の間に、阿賀崎村  
玉島村等のいわゆる市街地は千軒に余る移住が  
あつたものと考えられる。

て、半径二十キロメートルほどの範囲内の村々から、大体農家の二、三男がおもであつたといわれている。

また、移住者の職業別について阿賀崎新田村の例では、新に問屋を開いた者約二十五軒、問屋の番頭・手代など約五十軒、さらに下男下女などの奉公人約百四十軒、行商・仲買人などの小商人約百軒、その他船頭・船子・水門番・石工・はては僧侶など約八十軒の計約四百軒という記録もみられる。

主な問屋としては、大阪屋・八田部屋・讃岐

屋・油屋・乙島屋・浜屋・錢屋・岡本屋・豊後屋・小原屋・和田屋・広島屋・堺屋……等々があつたといわれているが、江戸時代の後半から玉島港の衰微につれて、転廻業したりはてには潰れてしまうものも多く、現在ではその跡をたどることもむずかしくなっている。

## 綿作の発達と玉島港

日本には塙町時代の末ごろ盛んになつた南蛮交

易によつて、南蛮から伝わつたといわれるが、江戸幕府では米を主体とする経済体制のもと、年貢米確保の必要上、寛永十九年（一六四二）「本田畠木綿作制限令」を出して、綿作りを厳しく取り締つた。

備前岡山藩でも違反者には一反につき過錢三斗を課して厳しく取り締つた。へ、綿作りの儲けが大きさでふれた。

しかしその後緩和されて、備中國では寛文、延宝年間（一六七一～一六八〇）ごろから綿作りが本格化し、玉島港での織綿取引が元禄年間（一六八一～一七〇〇）には急増した。

玉島港で取り扱われた綿の集荷範囲は、港を中心とした半径二十キロメートル内の村々……西は笠岡・井原市付近、北は矢掛・美星町付近、東は総社付近……から集められたようである。

これを「備中綿」と呼んだ。

が深くかからり合っていたといえる。

和漢三才図会によると、正徳年間（一七一〇—一七一五）日本全国で綿の大産地として、「摂津・備

後の産は最上・播磨・丹波・備中は並に又し・

紀州はこれに次ぎ・泉州は下……」と記録され、

玉島港問屋の取り扱い品目でも常に「綿」が主位を占めていた。

そして、安曆・天明年間（一七一〇—一七八〇）には、玉島港での織綿出荷の最盛期を迎えたといい、また、玉島周辺の村々では綿の作付率が耕地面積の約三十パーセントの千五百町歩へ一五マロハタクルにも及んだと伝えられている。

当時、農家にとっての現金収入としては大へん収益が大きく、米の約二倍の魅力的な作物であったため、爆発的な発展をもたらし、玉島港の後背地での綿作の発達と、玉島港の発展と

### 和漢三才図会

正徳二年（一七一〇）寺島良安によって作られた図説百科辞典。

明の王圻（おうき）が作った「三才図」にならって、和漢古今にわたる事物を、天文、地理、動植物、人物、器具などに部分けして図を挙げて漢文で解説したもの

（岩波・広辞苑より）

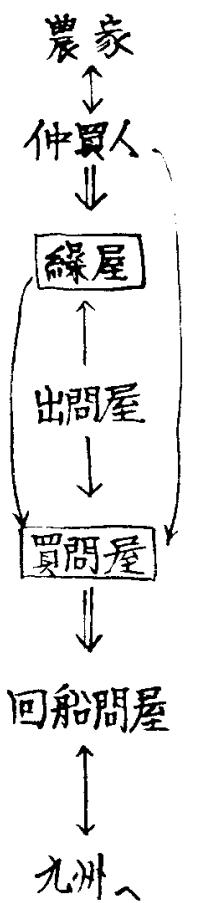


「和漢三才図会」の綿摘の図 備中南部は綿の産地であった。耕地の3割前後が綿作にあてられた。綿作の施肥として干鰯を投じている。施肥は収穫までに4度行われた。国立公文書館蔵。

## II 編と玉島港

を買ひ、さらに「のばたね」と大阪へ輸送して売る

(1) 編の流通過程 「安永年間・一七八〇年」の例】



仲買人 新町十九軒 仲買町三十軒 玉島村五十七軒、

惣社、倉敷、鴨方、井原、矢掛方面まで農村の

美綿を買出しして 綿屋から問屋に送る

綿屋

阿賀崎新田村十九軒 玉島村五十七軒、

美綿と織綿にする加工業者

出問屋

二十軒内外で惣社、倉敷、矢掛、鴨方などに生産

じき

買問屋

仲買人 出問屋を通して 備中國南部の綿を買ひ集めて 九州の回船問屋に送り、またね

(2) 取引商品の移り変わり

(ア) 浜松藩領時代 「享保十四年(一七三九)」の

新町問屋口銭定品目から

米・茶・あいもの・干いわし・綿綿

美綿・なたね・綿美(九品目)

一九呂月に封して運上銀を納めた。また運上銀の

こと、その付近の農村の綿を買ひ集めて買問屋

じき

(イ) 天領時代 「延享二年(一七四五)」の

新町問屋口銭定品目から

これらの備中國綿は品質において二流品として取扱われていたので、大阪方面へは売れなくて、九州方面に得意を持っており、九州のなたねと交換売買をしていた。

享保年間の九品目の中、「干いわし」は運上銀対象

から除外され、代りに「胡麻・大豆・大麦・小麦・

「鯨油・小豆」の六品目が追加され十四品目となつた。

運上銀総額　十四貫六百八十三匁（約一四七

万円）

織錦は全体の七一パーセントを占めて十貫五百三十一匁（約一〇〇万円）。数量は二万三千本（約五三五トン）米が全体の二三パーセントを占めて二貫九百四十六匁（約三〇〇万円）数量は九千八百石（約一五〇トン）

(b) 明和五年（一七六八）玉島港問屋取扱口錢定品

目から

天領時代の十四品目にさらに追加されて五十三品目の多數になつた。

その主なものには、酒、織木綿、絹物織、生蠣、足袋、多葉粉、紙類、砂糖、炭、竹、木皮

木地類、さやん、桶、蓮、石炭、苔笠、塗物

こう類、生魚、生貝などがあつた。

玉島港と千石船

千石船は「北前船」とも  
又は「弁財船」とも  
呼ばれ、三百石から

千五百石（約四五〇ニミトン）の荷を積んだといわれ、江戸時代の中ごろ玉島港の最盛期には、弁財船の帆柱が林立して活気を帯び、瀬戸内海屈指の商業港として大いに栄えたといふ。

『北前船』　「北の方から来る船」という意味で、瀬戸内海沿岸の人々の間で呼びならわしていたようである。

十八世紀後半ごろから瀬戸内地方では綿・藍の栽培が盛んになるにつれて、それに必要な肥料としての北海道産のニシンの需要が高まり、それを運搬する北国へ北陸地方への船を北前船と呼ぶようになつたといわれている。

発祥地の北陸地方では「弁財船」へべんざい船又はべい船）、あるいは「ばい船」と呼ん

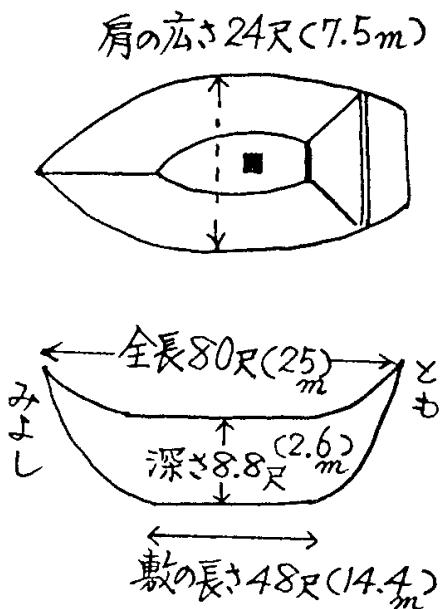
でいた。

「ばい船」の呼称については、大阪から下関を経て松前へ北海道渡島半島の沿岸に往復した「買積船」からの転化らしく、江戸と大阪の間を往復した菱垣回船や樽回船とちがつて、單

なる運送業者ではなく、自分で積荷を買い集め、自分の持ち船で運送し、それを自分で売りさばく商人であつたことに由来するといふ。

また、船の形から「どんぐり船」とも呼んだといわれる。帆が二十六疋（約三六メートル）、櫓が左右八丁ずつ計十六丁の船であつたという。

ばい船略図



### 『千石船』

日本の津々浦々で活躍していた漁舟を原型として、ひきのばして大型化した、構造的には大昔のくり舟に毛のはえたようなもので、風浪に弱くすぐ難船や破船した。

十七世紀初頭、江戸幕府は大名統制の必要から、徳川家康が慶長十四年（一六〇九）諸大名に対して、五百石以上の船を持つことを禁止した。

これより以前、織田信長・豊臣秀吉の時代には、東南アジアの国々と「御朱印船」によるいわゆる南蛮貿易が盛んに行われ、西洋船の造船技術や航海術も発達しつゝあつた。

しかし、この禁止令に引続いて二百五十年にわたる鎖国政策が、造船・航海等にかかる進歩発達を阻害したといえる。

禁止令のねらいは、西国大名に千石船以上の大船を持たせれば、海上から江戸を攻撃される心配が大へん大きいことへの着目であつた。例えば、鹿児島の島津藩や山口の毛利藩などが

大船に陸兵を乗せ、志摩半島の鳥羽からまつす  
ぐに太平洋を突っ切って行けば、順風を得るか  
まいか三日で江戸湾に入る。

ところが五百石以下の船だと沿岸の地乗りし  
かできず、ちょつと小走りしては沿岸の港々に  
寄らねば航海がでます、港のない遠州灘では危  
険で航海しにくい。

ましてや遠州灘の冲乗りは至難のことであつ  
た。

一方、町船まちぶねと呼ばれた商業用の船については、  
やや大目に見られ千石船ぐらいまでは許された。  
しかし、竜骨構造は許されず、帆柱一本に帆  
も一枚というように厳しく制限された。

したがつて千石船といつても、ただ団体だけ  
が大きくて、構造的には木、葉を縦に折つたよ  
うなV字形の断面の船体に、甲板というものが  
全くなくて、荷物は船底からじかに積み上げる。  
積み上げていつて舷側ふきわを越すほどの大盛りにす

る。

盛りあげた荷物が海へこぼれて落ちないよう  
に両舷に垣はをたてる。この垣が菱形の目のよう  
に結んでいることから「菱垣船ひがきぶね」とか「菱垣回  
船ひがきまわね」と呼ばれるようになつた。

そして盛りあげた荷物の上には、わら屋根の  
ようよに蓋ふたをかぶせて波や雨から荷物を守つた。

もつとも困つたことには、船尾の舵かかが船体不  
相応に大きすぎた。

もともと帆船は常に帆をつなめにして風を受  
け、舵をまげっぱなしにして進むが、多帆船で  
は色々な帆が舵の代りをするため、舵は小さく  
てよい。

しかし、千石船の場合は、一枚帆であるため  
に、帆いっぱいの風の力が水中の舵にねわる圧  
力が大きいので、舵そのものがとてもなく大き  
いものにならざるを得ない。

しかも、舵が大き過ぎるために、減速ではつ

かえてしまふ。

日本の港は河口港が多く、土砂が堆積して浅いのが通常である。

そのため、船を固定しないで、多くの網で釣つたような形式をとり、入港するときには、それを引き上げて船を乗り入れるようにしていったのである。

「千石船の項は中古文庫『歴史の世界』から」司馬遼太郎著による

玉島港がついには、里見・道口兩河川の流し出す土砂のために、海底が浅くなり、千石船が入港出来なくなつたのも、千石船の構造とも大きなかかわりがあつたといふべきであろう。

門牛奥州の金備津

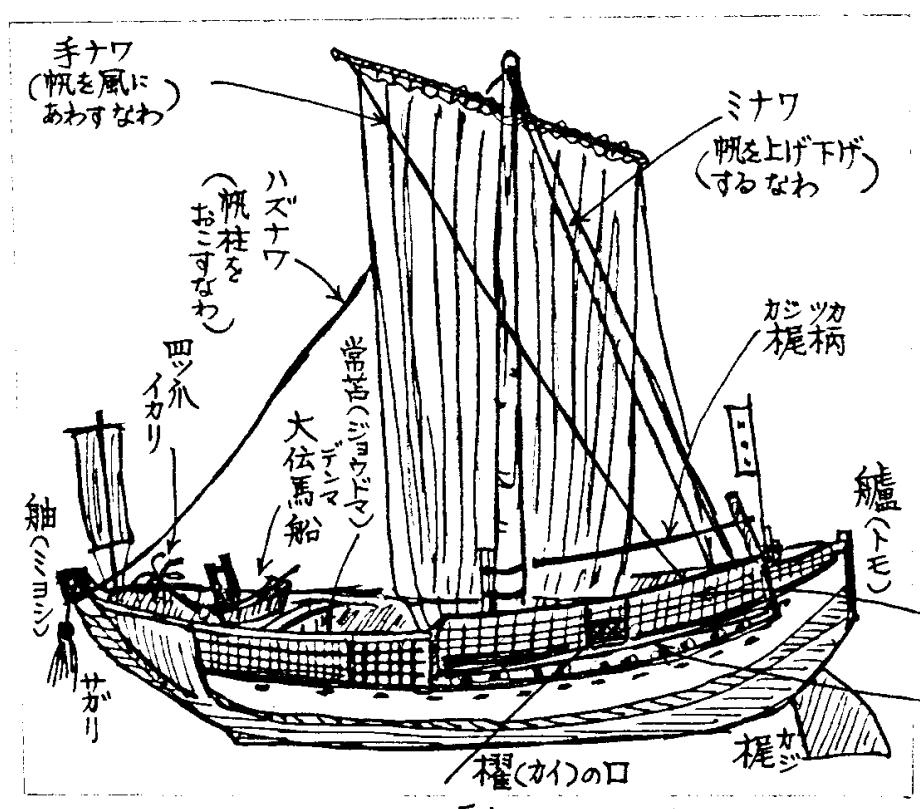
日本奥州金備津

鐵越後の塩引隱岐

古書縮小複製版部分(2)  
104ページの続き

玉島丸 [千石船(別名北前船の模型から)]

(H2.2.10 渡辺作図)



全長 30m  
幅 8m  
高さ 帆柱を含め  
(船底より 30m)

約 1500 石積

今(H2.2.13現)  
實物 10分の 1 の模型といわ  
れる千石船が新倉敷駅  
玄関線改札口の構内  
コンコースに展示されといふ。

蛇腹垣 (ジャバテガキ)  
[積荷を守るために竹を  
ゼンダナ 組んでしゃくなわで  
くったもの]  
[油紙の障子明窓]

# 北前船余話

## ▲ 船の石積み算定法

$$( 幅の長さ \times 肩の広さ \times 深さ ) \div 10 \text{ 立方尺}$$

前出の「どんぐり船」の場合

$$(48\text{尺} \times 24\text{尺} \times 8.8\text{尺}) \div 10 \text{ 立方尺}$$

$$= 1013.7 \text{ (石)} \rightarrow \text{約千石}$$

$$[1 \text{ 石} = 10 \text{ 立方尺} \quad 1 \text{ 斗} = 1 \text{ 立方尺}]$$

## ▲ 北前船の航程

大阪を根拠地とする船の場合、

大阪から出て大阪に帰る

1年1航海方式をとる

冬の季節風(北西風)の利用

約 四 十 日 前 後	大阪	正月上旬～3月上旬	出発
	下関	3月上旬～4月上旬	出発
	敦賀・伏木	4月下旬	
	鶴ヶ沢	5月中旬	
	北海道 (小樽)	5月下旬	到着

夏の季節風(南東風)の利用

約 四 十 日 前 後	北海道	8月上旬	出発
	下関	10月下旬～11月	
	大阪	11月下旬～12月下旬	到着

## ▲ 千石船の主な外装

◦ 桿と綱 (船は帆まかせ 風まかせの運航にとって、最も大切な命の綱とはこのことである)

樅は檜の木で造った一本の長い樅柄で操る。

綱には、一筋の長さが70尋(約100m)もの大綱を十二筋も用意している。主なものは、帆を上げる綱(ミナハ綱)4筋、命綱(カガリ綱)5筋、他に棕櫚綱7筋等

◦ 鎏と「サガリ」(入港、停泊に必要なもの)

「四つ爪いかり」という鉄製の鎔を八挺備えていた。内6挺は船首の左右に3挺ずつあって航行中は爪を船の外側へ出して並べておく。(カケイカリ)

2挺は船腹付近に左右1挺ずつあり、港内碇泊用に使用する。(ツキイレ)

「サガリ」とは棕櫚縄を黒く染めてたばねたもので、航行中は船首に上げておき、入港の時船首の先に下げて船のアクセサリーとして使うもので、「棕サガリ」と「バラサガリ」とがあったという。

## ▲ 回船の種類と航路

菱垣回船 … 大阪の物資を江戸に運ぶ

樽回船 …… 潤の酒を江戸に運ぶ

## 三大海上輸送路

{	北陸回り	… 北海道の物資・庄内米・越後米等を 敦賀に陸上げして大阪へ
	北回り	… 日本海側の物資を津軽海峡経由で江戸へ
	西回り	… 日本海側の物資を周内海峡・瀬戸内海経由 で大阪へ輸送

浦回船 … 各地方町の航路で物資輸送にあたる

## ▲ 北前船の船乗りたち

厳しい職階制のもとで、同族的な団結力を持っていたという。  
当初は発生地の北陸出身者が多かったというが、後には瀬戸内、大阪方面の者もいくらか乗るようになつたといわれている。

(名 称)	(給 金)	(主な 仕事)
船 頭	3両(約23万円)	船の最高責任者であるが大きく三つの形態があった。 （船主が船頭をも兼ねる…直乗、お手船と呼んだ） （船主の親戚が船主代理で船頭を兼ねる…準直乗） （他人を雇った船頭…雇船頭、沖船頭）
知 工	2両(約15万円)	事務長（会計、経理、賃金のことなど司る）
おもて 表	2両(約15万円)	航海士（船の表「船首」に立って船の運航を導く）
かた おもて 片 表		航海士の補佐役
親 司	2両(約15万円)	水夫長（若衆を直接指揮し、帆前、櫂前、かまど前、物資の積み下しなどの労務の指図役）
わかれいしゃう 若 衆	1両(約7.5万円)	船員
かしき 炊	2歩(約3.5万円)	水主見習（最年少者で常に炊事方をつとめ、また人のいやがる仕事や雑用に当った）

〔大体1隻に20人前後の船乗りがいたようである。またそれぞれの給金は1年分のものであって、今から考えると危険の多い仕事の割には、大へん安いものであった。----しかしこれはあくまでも固定給のことである。〕

いつの場合も同じであるが、荷主としては積荷が安全でしかも有利に取引されることが最も望ましい条件であることから、それを前提条件として、船頭と知工には「帆待」という特権を与え、船頭・知工が自力で金銭で荷物を買い集め、荷主の積荷と一緒に積み込んで、自分で商売してその利益を自分の収入にすることが認められていた。

また、一般の船乗りたちは、「功出」という特徴があり、積荷の一一定割合（積荷総量の3~9%程度）が船乗全員に平等に与えられたようである。

『はこんだ荷物について何分かくれる切出も、目切れがするともらえないことになる。遠へはこぶほどニシンが乾燥して目切れを出すので、塩を水にとかして、それを沸かしてニシンにかけて、目方が重くなるようにする。　たいていの船が港に着く数日前にやるのだ。　普通は一航海で50円ぐらい、炊はその半分ほど。

明治の終りごろ玉島港で上げたときには、目が千貫余りも出たので、特別な切出で若衆1人200円ももらつたことがあった』　という話も残っている。